

令和5年度 第1回美濃地区教科用図書採択協議会議事録

- ・日 時 令和5年5月23日(火) 午前9時30分～午前10時30分
- ・場 所 関市役所 6階6-7会議室より ZOOM 配信
- ・出席者 岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員

【司会】

- ・本協議会事務局として司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ・昨年度末に教科書採択の事務を円滑に進めるために、令和5年度的美濃地区教科用図書採択協議会の会長を関市教育委員会教育長森様、副会長を郡上市教育委員会教育長熊田様をお願いし、承認していただいておりますことをご確認させていただきます。
- ・それではまず始めに、森会長から本協議会設置・運営方針に関する承認の報告をしていただきます。

【会長】

- ・美濃地区教育長会での決定に基づき、各市教育局委員会にお手元の資料4ページにあります「令和5年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」の議決を依頼しましたところ、美濃地区3市教育局委員会にて承認の議決がなされ、全ての市より承認書が届いていることを御報告します。

【司会】

- ・協議会設置・運営方針に関する承認の報告をしていただきましたので、資料2ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」第5条により選出されました委員の皆様へ委嘱状をお渡しします。本来ならばお一人お一人に、森会長よりお渡しいただくべきですが、本日の会はWEB開催ということで、事前にお渡しさせていただきました。また、本日の会は、規約第9条から委員の半数以上の方へ出席いただいておりますので、会として成立していることを確認させていただきます。

【司会】

- ・本協議会委員の皆様方の御紹介につきましては、資料1ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員名簿」をもって紹介とさせていただきます。

【司会】

- ・では改めましてただ今から、令和5年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会を始めます。はじめに採択協議会会長 森様に御挨拶いただきます。

【会長】

- ・令和5年度 岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会の会長を務めさせていただきます。皆様の御協力をいただき、本協議会の議事が円滑に進行できるようにしていきます。
- ・本協議会は、学校教育における「主たる教材」としての「教科書」を、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて決定していく、重要な役割を担っております。御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。
- ・それでは、お手元の資料に従いまして、議事を進行させていただきます。議事の提案を、本協議会事務局の関市教育委員会 平田学校教育課長をお願いいたします。

【司会】

- ・本日の議事は、お手元の資料の表紙にあるとおりです。初めに、経過等報告として「本協議会の設置の

根拠及び目的」について、並びに「採択基準」について説明いたします。

「(1) 本協議会の設置の根拠及び目的」

- ・本協議会は、7ページの「令和6年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」にある「3 協働採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項」、2ページの「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」、及び4ページの「令和5年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」に基づき設置されています。
- ・2ページを御覧ください。この「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」は、附則にありますように、本規約は令和4年7月8日施行となっています。第1条には、本協議会の名称について、第2条には、本協議会の属する採択地区について示されています。第5条には、本協議会委員21名の構成について示されています。
- ・続いて、資料の4ページを御覧ください。先ほど森会長からご報告がありましたように、この「令和5年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」は、3市ですでに承認されています。「1 設置」の(4)には、本協議会の事務局は、会長が所属する教育委員会に置かれることが示されています。よって、関市教育委員会に置かれることとなりますので、確認させていただきます。また、目的については、2ページの規約第3条にありますように、「採択地区内の関係市教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うこと」にあります。これは、美濃地区は3市ありますが、採択地区が2つ以上の市町村で構成されている場合は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないという義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項に基づいています。以上が、「本協議会の設置の根拠及び目的」についてです。

「(2) 採択基準について」

- ・次に、採択基準について説明いたします。資料の6ページを御覧ください。これは、岐阜県の「令和6年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」です。
- ・「1 基本方針」の(2)を御覧ください。ここには、審議や調査等について、採択の公正確保に努めることが示されています。公正確保については、後ほど述べさせていただきます。
- ・「2 採択に当たっての留意事項」の(2)を御覧ください。令和5年度は、小学校用教科用図書の採択年度にあたります。ついては、検定を経て、且つ教科書目録に掲載された教科書について調査研究を行い、採択することになります。
- ・中学校用教科用図書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされているため、調査研究は行いません。以上が採択基準についてです。
- ・経過等の報告をさせていただきました。

【会長】

- ・ただいま、事務局より経過等報告として、本会の設置の根拠及び目的、並びに採択基準について説明していただきましたが、質問等はありませんか。なければ、次に「審議事項」に入ります。初めに「採択日程」について、事務局より提案をお願いします。

【司会】

「(1) 採択日程について」

- ・ 9、10、11 ページを御覧ください。教科書採択に関する日程について、簡単に説明をします。本日の第1回美濃地区採択協議会を経て、この後、3回の調査研究員会を開催します。6月9日に第1回調査研究員会を開催し、その後、第2回、第3回を開催します。6月14日からの14日間は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条により、教科書展示会を開催します。美濃教育事務所にある美濃教科書センター、関市まなびセンター内にある関分館、美濃市立図書館にある美濃分館、郡上市図書館はちまん分館にある郡上分館で教科書展示会を行います。この展示会は、令和6年度使用教科用図書について、広く意見をお寄せいただくことを目的としています。
- ・ 7月14日には、第2回、7月18日には第3回美濃地区採択協議会を開催します。ここでは、調査研究員会での研究調査の答申や、教科書展示会で寄せられた意見をもとに、採択協議を行います。採択案の協議等について、より慎重な審議を求められている昨今の状況から、今年度も2日間で協議を行うこととしました。
- ・ この協議会において、意見が整わなかった場合には、4ページの「令和5年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」の運営方針（6）にありますように、第2回及び第3回的美濃地区採択協議会において協議が調わなかった場合は、会長の判断で多数決により採決することになっています。その後、（7）にありますように、8月4日までに、各市教育局委員会において、美濃地区教科用図書採択案をもとに、令和6年度使用教科用図書の議決をお願いすることになります。ただし、（7）の協議結果が第2回美濃地区採択協議会の採決と一致しなかった市があった場合は、（8）にありますように、会長が研究員に再調査を指示するとともに、第4回美濃地区採択協議会を招集します。そこでは、調査研究員会の報告に基づいて協議を進め、採決した内容については、これをもって各市の採択結果と一致させます。その後、各市教育局委員会は、第4回美濃地区採択協議会の翌日から8月14日までに採択を議決し、本協議会会長に報告します。関係市教育局委員会の採択が終了することにより、地区採択が完了したものとします。なお、（9）にありますように、本協議会は、次年度の第1回協議会をもって、今年度的美濃地区採択協議会は解散となります。

【会長】

- ・ 「採択日程」について質問等はございませんか。よろしければ拍手をもって御承認をいただきたいと思います。拍手多数で、この件は承認されました。

【会長】

- ・ 次に、「研究員の委嘱」について提案をお願いいたします。

【司会】

「(2) 研究員について」

- ・ 3ページを御覧ください。本年度は、小学校用教科用図書について調査研究を行う必要があります。そこで、規約第11条に基づき、研究員をおき、調査研究を行います。各市教育局委員会による推薦などを基に、12ページに掲載した方々に研究員として調査研究をお願いしたいと思います。

【会長】

- ・ 「研究員の委嘱」について御意見等はございませんか。よろしければ拍手をもって御承認をいただきたいと思います。拍手多数で、この件は承認されました。

【会長】

- ・ 次に、「予算書及び分担金」について提案をお願いいたします。

【司会】

「(3) 予算書及び分担金について」

- ・13ページを御覧ください。本年度の協議会の予算書をこのように作成しました。総予算額の447,828円を、規約第13条に基づき、学校数や児童生徒数で算出した分担金として、3市それぞれに納付していただきます。本年度の分担金は、関市が191,062円、美濃市が101,382円、郡上市が155,384円となっています。

【会長】

- ・「予算書及び分担金」について御意見等はありませんか。よろしければ拍手をもって御承認をいただきたいと思います。拍手多数で、この件は承認されました。以上ですべての「審議事項」を終わります。

【会長】

- ・続いて、「その他の説明事項」に入ります。「公正確保」について、説明をお願いいたします。

【司会】

「(1) 公正確保について」

- ・教科書の採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われる必要があります。文部科学省は、公正な採択が確保されるよう、発行者や採択関係者に指導を行っています。さらに、教科書協会でも、過大な宣伝行為を抑制するために、「教科書発行者行動規範」を定めるなど、教科書業者における取り組みも行われております。
- ・教科書は、極めて公共性が高く、国民の税金により無償に措置されることから、教科書採択は、重要な行為であり、いかなる疑惑の目が向けられないことがないよう、静ひつな環境で進められるよう措置がとられていることを御理解いただきたいと思います。詳細につきましては、資料にございます。

【会長】

「公正確保」について御質問等はありませんか。これをもちまして全ての議事が終了しました。

【会長】

では所連絡に移ります。事務局より、お願いします。

【事務局】

- ・1つ目は、お手元の資料についてです。委嘱状のみお持ちいただき、資料については、会議終了後各市教育委員会へ返却いただきますようお願いいたします。
- ・2つ目は、旅費についてです。分担金納付の都合上、第1回～第3回の旅費については、第3回協議会の際にまとめて支給させていただきますので、御理解の程よろしくをお願いいたします。7月18日に開催します第3回にお越しの際、印鑑をご持参いただきますようお願いいたします。

【会長】

- ・これをもちまして、令和5年度第1回岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会を終わります。
- ・なお、先程の提案の中にもありましたが、公正確保を図るために、8月31日までは、ぜひとも本協議会の日時、場所、委員の氏名、内容等について、一切公表や他言することのないよう、特段の御配慮をお願いいたします。